

那覇市公報

第 1 7 4 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市税条例の一部を改正する条例 (納税課) 769

○那覇市介護保険料条例の一部を改正する条例 (ちゃーがんじゅう課) 773

◇規 則◇

○那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則 (消防局予防課) 775

○那覇市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則 (消防局予防課) .. 780

○那覇市議会定例会規則の一部を改正する規則 (総務課) 784

◇告 示◇

○令和元年(2019 年) 6 月那覇市議会定例会の招集について (総務課) 785

○随意契約の公表について (クリーン推進課) 785

○地縁による団体の告示事項の変更について (まちづくり協働推進課) 787

○平成 30 年度下半期那覇市の財政状況の公表 (財政課) 788

○令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号) (財政課) 802

◇公 告◇

○平成 30 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」の
公表について (市民生活安全課) 804

○個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課) 804

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (市民生活安全課) .. 807

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………	809
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について……………	809
○公共下水道の供用及び下水の処理開始について……………	810
○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………	817
○那覇市排水設備指定工事店の異動について……………	817

◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求権に要する選挙権を有する者の数について……………	819
-------------------------------	-----

条 例

那覇市条例第 1 号
令和元年 5 月 30 日
公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)を支出した場合においては、<u>法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額</u>(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 付 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号若しくは第3号</u>に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第12条の	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)を支出した場合には、<u>同項に規定するところにより控除すべき額</u>(当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 付 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第11項第2号若しくは第3号</u>に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第12条

3第1項、付則第12条の4第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項、付則第14条の3第1項又は付則第15条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長(法第1条第2号の地方団体の長をいう。以下この条において同じ。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する

の3第1項、付則第12条の4第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項、付則第14条の3第1項又は付則第15条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する

申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。 3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。 4 [略] 第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)<u>においては</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。 3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。 4 [略] 第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)<u>には</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)第34条の7並びに付則第3条の4及び第5条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7第1項及び付則第5条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人

の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)
付則第5条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は那覇市税条例の一部を改正する条例(令和元年那覇市条例第 号)付則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規定による改正前の那覇市税条例付則第5条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 3 新条例付則第5条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条の規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

那覇市条例第 2 号

令和元年 5 月 30 日

公 布 済

那覇市介護保険料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険料率) 第6条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(14) [略] 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、38,100円とする。	(保険料率) 第6条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(14) [略] 2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に該当する者 31,752円 (2) 前項第2号に該当する者 52,920円 (3) 前項第3号に該当する者 61,380円
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第2項の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

規 則

那覇市規則第 1 号

令和元年 6 月 4 日

公 布 済

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1号様式(第2条の2関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～6 [略]	第1号様式(第2条の2関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～6 [略]
第1号様式の3(第3条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A 4とすること。 2～3 [略]	第1号様式の3(第3条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A 4とすること。 2～3 [略]
第1号様式の4(第3条の2関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～3 [略]	第1号様式の4(第3条の2関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～3 [略]
第1号様式の5(第3条の2関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～3 [略]	第1号様式の5(第3条の2関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～3 [略]
第1号様式の7(第3条の4関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～4 [略]	第1号様式の7(第3条の4関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～4 [略]
第2号様式(第4条関係) 防火対象物使用開始(変更)届出書 [略] 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u>	第2号様式(第4条関係) 防火対象物使用開始(変更)届出書 [略] 備考 1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u>

A4とすること。 2～7 [略] 防火対象物棟別概要追加書類 [略] 備考 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。 第3号様式(第5条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。 2～8 [略] 第4号様式(第5条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。 2～8 [略] 第5号様式(第5条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。 2～5 [略] 第6号様式(第5条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。 2～4 [略] 第7号様式(第6条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とすること。 2～4 [略] 第8号様式(第6条関係) [略] 備考	A4とすること。 2～7 [略] 防火対象物棟別概要追加書類 [略] 備考 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。 第3号様式(第5条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。 2～8 [略] 第4号様式(第5条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。 2～8 [略] 第5号様式(第5条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。 2～5 [略] 第6号様式(第5条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。 2～4 [略] 第7号様式(第6条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とすること。 2～4 [略] 第8号様式(第6条関係) [略] 備考
---	---

1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～5 [略] 第9号様式(第6条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第10号様式(第6条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第11号様式(第6条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第11号様式の2(第6条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第12号様式(第6条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第13号様式(第7条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～3 [略] 第13号様式の2(第8条関係)	1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～5 [略] 第9号様式(第6条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第10号様式(第6条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第11号様式(第6条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第11号様式の2(第6条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第12号様式(第6条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第13号様式(第7条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～3 [略] 第13号様式の2(第8条関係)
--	--

[略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第14号様式(第9条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第14号様式の2(第9条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～6 [略] 第14号様式の3(第9条の2関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第16号様式(第11条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4とすること。 2～5 [略] 第17号様式(第11条関係) [略] 備考 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4 とすること。	[略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第14号様式(第9条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第14号様式の2(第9条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～6 [略] 第14号様式の3(第9条の2関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～4 [略] 第16号様式(第11条関係) [略] 備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A4とすること。 2～5 [略] 第17号様式(第11条関係) [略] 備考 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4 とすること。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

那覇市規則第 2 号

令和元年 6 月 4 日

公 布 済

那覇市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

那覇市危険物の規制に関する規則(昭和47年那覇市規則第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(仮貯蔵等の承認) 第2条 法第10条第1項ただし書の規定により、危険物を仮に貯蔵し、又は仮に取扱いをしようとする者は、<u>危険物仮貯蔵(仮取扱)承認申請書</u>(第1号様式)正本、副本各1通を消防局長に提出しなければならない。 2 消防局長は、前項の<u>危険物仮貯蔵(仮取扱)承認申請書</u>の副本に承認証印(第2号様式)を押印して申請者に交付する。 [第1号様式 別記]	(仮貯蔵等の承認) 第2条 法第10条第1項ただし書の規定により、危険物を仮に貯蔵し、又は仮に取扱いをしようとする者は、<u>危険物(仮貯蔵・仮取扱)承認申請書</u>(第1号様式)正本、副本各1通を消防局長に提出しなければならない。 2 消防局長は、前項の<u>危険物(仮貯蔵・仮取扱)承認申請書</u>の副本に承認証印(第2号様式)を押印して申請者に交付する。 [第1号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。
- 3 この規則の公布の日から令和元年6月30日までの間における改正後の第1号様式の適用については、同様式備考第1項中「日本産業規格」とあるのは、「日本工業規格」とする。

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

危険物 仮 貯 蔵 承認申請書 仮 取 扱 那覇市消防局長 宛 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 印				
貯 蔵 取 扱 場 所				
貯 蔵 取 扱 者	住所		氏名	
危険物の類別、品名 及 び 数 量	指定数量の 倍			
貯蔵取扱いの目的及 び 方 法				
期 間				
その他必要事項				

[改正後 別記]

第1号様式(第2条関係)

危険物(仮貯蔵・仮取扱)承認申請書

那覇市消防局長 宛		年 月 日	
申請者 住所 氏名		(電話) (印)	
危険物の所有者、管理者又は占有者	住 所	電 話 ()	
	氏 名		
仮貯蔵・仮取扱いの場 所	所 在 地 ・ 名 称		
危険物の類、品名及び最大数量		指定数量の倍数	倍
仮 貯 蔵 ・ 仮 取 扱 い の 方 法			
仮 貯 蔵 ・ 仮 取 扱 い の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 日間	
管 理 の 状 況			
現 場 管 理 責 任 者	住 所	緊急連絡先 ()	
	氏 名		
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間 経 過 後 の 処 理			
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受付欄		※ 経過欄	※ 手数料欄
		承認年月日 承認番号	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人については、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

那覇市規則第 3 号

令和元年 6 月 4 日

公 布 済

那覇市議会定例会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市議会定例会規則の一部を改正する規則

那覇市議会定例会規則(昭和48年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市議会の定例会は、毎年2月、6月、9月及び <u>12月</u> にこれを招集する。	那覇市議会の定例会は、毎年2月、6月、9月及び <u>11月</u> にこれを招集する。 <u>ただし、特別の事情があるときは、招集の時期を翌月に繰り下げることができる。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 90 号

令和元年 5 月 30 日

掲 示 済

令和元年(2019 年) 6 月那覇市議会定例会の招集について

令和元年(2019 年) 6 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 招 集 の 日 | 令和元年 6 月 7 日（金） |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

那覇市告示第 91 号

令和元年 5 月 30 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行ったので、那覇市契約規則第 21 条第 2 号の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

(2) 契約を締結した後

事業名	平成 31 年度花壇草花植栽維持管理業務委託
契約締結日	令和元年 5 月 27 日
契約相手方の氏名及び住所	那覇市字古島 12-1 ピュアパレス黒潮 101 号 社会福祉法人 伊集の木会 就労支援いじゅの木 理事長 黒潮 武嗣
契約額	1,290,545 円（消費税込み）
契約理由	応募が一者しかなく、見積金額も予定価格の範囲内であるため。また、当該業務を委託することにより、本市の知的障がい者の就業機会の確保と社会参加を促進し、生きがいを支援できるため。
契約担当課	環境部クリーン推進課 (889-3567)

那覇市告示第 105 号
令和元年 6 月 4 日
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 名 称 首里赤田町自治会
- 2 変更があった事項及び内容

代表者の変更

那覇市告示第 112 号

令和元年 6 月 17 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 30 年度下半期那覇市の財政(平成 31 年 3 月 31 日現在)

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

(単位:千円)

区 分		予算現額	上半期	下半期	年 間	年 間
			収入済額	収入済額	収入済額	収入率
			支出済額	支出済額	支出済額	執行率
(1) 一般会計		154,308,260	65,129,127	69,332,453	134,461,580	87.1%
			54,904,663	73,446,840	128,351,503	83.2%
(2) 特別会計		71,372,503	27,759,500	34,831,080	62,590,580	87.7%
			28,045,113	36,192,488	64,237,601	90.0%
内	土地区画整理事業	35,020	19,098	11,924	31,022	88.6%
			1,406	21,619	23,025	65.7%
	国民健康保険事業	38,602,999	15,350,463	15,948,444	31,298,907	81.1%
			16,074,555	19,387,838	35,462,393	91.9%
	市街地再開発事業	2,381,623	38,861	1,487,986	1,526,847	64.1%
			94,754	1,506,662	1,601,416	67.2%
	介護保険事業	26,427,883	10,804,208	15,066,186	25,870,394	97.9%
			10,469,222	13,208,912	23,678,134	89.6%
	後期高齢者医療	3,399,383	1,225,325	2,104,258	3,329,583	97.9%
			1,184,774	1,833,064	3,017,838	88.8%
	病院事業債管理	385,796	192,897	192,898	385,795	100.0%
			192,897	192,898	385,795	100.0%
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	139,799	128,648	19,384	148,032	105.9%
			27,505	41,495	69,000	49.4%
合 計 (1) + (2)		225,680,763	92,888,627	104,163,533	197,052,160	87.3%
			82,949,776	109,639,328	192,589,104	85.3%

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位：千円)

予算科目	予算現額	上半期 収入済額	下半期 収入済額	年間 収入済額	年間 収入率
市税	48,581,999	27,455,956	20,040,793	47,496,749	97.8%
地方譲与税	758,168	265,728	486,691	752,419	99.2%
地方交付税	8,225,083	5,915,207	2,444,474	8,359,681	101.6%
分担金及び負担金	1,583,865	754,402	790,308	1,544,710	97.5%
使用料及び手数料	3,295,859	1,624,487	1,632,562	3,257,049	98.8%
国庫支出金	40,072,970	18,069,165	18,652,444	36,721,609	91.6%
県支出金	19,745,352	1,102,498	12,681,185	13,783,683	69.8%
繰入金	4,916,214	0	4,915,572	4,915,572	100.0%
繰越金	5,427,486	5,427,487	0	5,427,487	100.0%
諸収入	1,588,634	502,792	1,006,808	1,509,600	95.0%
市債	12,376,400	0	2,481,800	2,481,800	20.1%
その他	7,736,230	4,011,405	4,199,816	8,211,221	106.1%
合 計	154,308,260	65,129,127	69,332,453	134,461,580	87.1%

歳 出

(単位：千円)

予算科目	予算現額	上半期 支出済額	下半期 支出済額	年間 支出済額	年間 執行率
議会費	775,385	399,792	357,888	757,680	97.7%
総務費	13,850,074	2,973,086	7,199,616	10,172,702	73.4%
民生費	77,284,112	30,170,794	39,227,682	69,398,476	89.8%
衛生費	8,652,871	3,494,222	4,070,377	7,564,599	87.4%
労働費	28,761	14,023	14,179	28,202	98.1%
農林水産業費	257,289	32,538	181,308	213,846	83.1%
商工費	1,669,609	455,446	547,823	1,003,269	60.1%
土木費	17,003,546	3,749,178	7,266,570	11,015,748	64.8%
消防費	2,903,442	1,129,462	1,458,098	2,587,560	89.1%
教育費	19,686,189	7,183,661	7,133,187	14,316,848	72.7%
災害復旧費	4	0	0	0	0.0%
公債費	12,055,989	5,302,461	5,990,112	11,292,573	93.7%
その他	32,489	0	0	0	0.0%
合 計	154,199,760	54,904,663	73,446,840	128,351,503	83.2%

3 市の財産

①土地（道路、公園など）	3,114,148㎡
②建物（学校、図書館など）	1,139,562㎡
③基金（特定の目的のための資金の積立など）	18,158,093千円
④有価証券（株券）	791,472千円

4 一時借入金の現在額

0千円

5 市債残高 (一般会計・特別会計)

(単位: 千円)

借 入 先	一般会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	市街地再開発事業特別会計	合 計
財政融資資金	74,965,061		3,126,628	78,091,689
簡易生命保険資金	6,940,018			6,940,018
郵便貯金資金	400,955			400,955
地方公共団体金融機構	31,015,240			31,015,240
国の予算貸付等	303,920	421,497	122,540	847,957
市中銀行	13,605,769		226,570	13,832,339
その他の金融機関	875,270		64,600	939,870
共済等	3,442,430		105,833	3,548,263
その他	116,208			116,208
合 計	131,664,871	421,497	3,646,171	135,732,539

※その他は沖縄県貸付資金 (市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金) である。

6 市民 1 人当たり行政経費及び市税負担額 (一般会計)

平成31年 3 月 31 日 現在人口 321,094 人 (外国人登録人口を含む)

市民 1 人当たり行政経費 480,233 円

市民 1 人当たり市税負担額 151,301 円

(単位: 円)

1 人当たり行政経費	480,233
議会費	2,415
総務費	43,134
民生費	240,690
衛生費	26,948
労働費	90
農林水産業費	801
商工費	5,200
土木費	52,955
消防費	9,042
教育費	61,310
災害復旧費	0
公債費	37,547
その他	101

7 平成30年度予算総括表

（単位：千円）

会 計 別		平成30年度 当初予算	平成29年度 当初予算	増減額	平成30 年度対 前年度 増減率	平成29 年度対 前年度 増減率
一般会計		147,571,000	143,260,000	4,311,000	3.0%	0.2%
特別会計		69,931,470	81,241,932	△ 11,310,462	△ 13.9%	△ 0.2%
内 訳	土地区画整理事業	22,648	35,445	△ 12,797	△ 36.1%	△ 12.5%
	国民健康保険事業	38,397,202	49,305,455	△ 10,908,253	△ 22.1%	0.3%
	市街地再開発事業	1,404,536	2,662,133	△ 1,257,597	△ 47.2%	△ 25.2%
	介護保険事業	26,213,637	25,443,342	770,295	3.0%	1.6%
	後期高齢者医療	3,379,230	3,163,099	216,131	6.8%	4.4%
	病院事業債管理	386,352	421,282	△ 34,930	△ 8.3%	40.3%
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	127,865	211,176	△ 83,311	△ 39.5%	△ 13.9%
合 計		217,502,470	224,501,932	△ 6,999,462	△ 3.1%	0.0%

那覇市上下水道局業務の状況の公表（水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成31年3月31日現在

項 目	単位	実 績
給水人口	人	316,971
給水戸数	戸	164,796
給水栓数	栓	106,060
総配水量	m ³	38,453,175
一日平均配水量	m ³	105,351
一日最大配水量	m ³	123,286
有収水量	m ³	37,148,348
有収率	%	96.61

水道料金調定・収納状況

平成31年3月31日現在（税込）

予算額 (円)	調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収入率 (%)
7,467,298,000	7,399,106,867	6,183,103,954	2,303	1,216,000,610	83.57%

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位: 円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第 1 款	水道事業収益	8,362,488,000	3,928,611,831	46.98%	4,341,917,991	52.21%	8,270,529,822	99.19%	
	第1項 営業収益	7,834,052,000	3,661,589,460	46.74%	4,103,291,474	52.38%	7,764,880,934	99.12%	
	第2項 営業外収益	528,405,000	266,991,044	50.53%	261,727,630	49.53%	504,891,691	100.06%	
	第3項 特別利益	31,000	31,327	101.05%	725,870	2341.52%	757,197	2442.57%	

支 出

(単位: 円)

区 分		予 算 額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第 1 款	水道事業費用	7,357,311,000	3,050,286,568	41.46%	4,143,862,027	56.32%	7,194,148,595	97.78%	
	第1項 営業費用	7,133,230,000	3,007,401,528	42.16%	3,983,530,916	55.85%	6,990,932,444	98.01%	
	第2項 営業外費用	191,076,000	31,646,797	16.56%	159,427,100	83.44%	191,073,897	100.00%	
	第3項 特別損失	13,005,000	11,238,243	86.41%	904,011	6.96%	12,142,254	93.37%	
	第4項 予備費	20,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位: 円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第 1 款	資本的収入	517,830,000	32,778,000	6.33%	275,852,000	53.27%	308,630,000	59.60%	
	第1項 補助金	445,807,000	0	0.00%	255,807,000	57.38%	255,807,000	57.38%	
	第2項 他会計負担金	20,045,000	0	0.00%	20,045,000	100.00%	20,045,000	100.00%	
	第3項 その他資本的収入	51,978,000	32,778,000	63.06%	0	0.00%	32,778,000	63.06%	

支 出

(単位: 円)

区 分		予 算 額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第 1 款	資本的支出	2,353,363,000	488,443,739	20.76%	982,397,953	41.74%	1,470,841,692	62.50%	
	第1項 建設改良費	1,864,572,000	156,709,678	8.40%	830,342,714	44.54%	987,052,392	52.94%	
	第2項 企業債償還金	276,043,000	132,132,061	47.87%	143,910,054	52.13%	276,042,115	100.00%	
	第3項 投資	199,602,000	199,602,000	100.00%	0	0%	199,602,000	100.00%	
	第4項 その他資本的支出	8,146,000	0	0.00%	8,145,185	99.99%	8,145,185	99.99%	
	第5項 予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

平成30年度損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位: 円)

1 営 業 収 益	(上半期)	(下半期)	(年間計)	
(1) 給 水 収 益	3,287,457,468	3,565,313,806	6,852,771,274	
(2) その他営業収益	106,410,666	242,561,314	348,971,980	7,201,743,254
2 営 業 費 用				
(1) 配 水 費	1,801,138,637	2,514,857,321	4,315,995,958	
(2) 給 水 費	112,021,969	183,310,457	295,332,426	
(3) 漏 水 防 止 費	15,195,324	36,675,024	51,870,348	
(4) 業 務 費	137,249,332	205,981,655	343,230,987	
(5) 総 係 費	172,063,757	289,286,156	461,349,913	
(6) 減 価 償 却 費	551,548,000	564,169,831	1,115,717,831	
(7) 資 産 減 耗 費	18,544,791	18,544,791	37,089,582	6,620,587,045
営 業 利 益				581,156,209
3 営 業 外 収 益				
(1) 受 取 利 息	7,881,308	11,571,086	19,452,394	
(2) 他 会 計 負 担 金	2,857,000	15,109,898	17,966,898	
(3) 補 償 金	0	6,905,520	6,905,520	
(4) 長期前受金戻入	209,537,500	181,258,674	390,796,174	
(5) 土地物件収益	36,718,563	37,081,454	73,800,017	
(6) 雑 収 益	7,168,508	7,324,659	14,493,167	523,414,170
4 営 業 外 費 用				
(1) 支 払 利 息	31,578,751	29,167,530	60,746,281	
(2) 雑 支 出	68,046	173,310	241,356	60,987,637
経 常 利 益				462,426,533
5 特 別 利 益				
(1) 過年度損益修正益	29,012	1,302	30,314	
(2) その他特別利益	0	724,465	724,465	754,779
6 特 別 損 失				
(1) 過年度損益修正損	10,405,804	613,472	11,019,276	△10,515,117
(2) その他特別損失	0	250,620	250,620	11,269,896
当 年 度 純 利 益				1,033,067,625
前年度繰越利益剰余金				0
その他未処分利益剰余金変動額				903,960,678
当年度未処分利益剰余金				1,937,028,303

平成30年度貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位: 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,084,480,564	
ロ 建 物	2,173,937,219		
減価償却累計額	<u>△ 1,053,839,578</u>	1,120,097,641	
ハ 構 築 物	41,030,629,566		
減価償却累計額	<u>△ 19,968,146,058</u>	21,062,483,508	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,523,277,494		
減価償却累計額	<u>△ 1,413,100,899</u>	1,110,176,595	
ホ 車 両 運 搬 具	38,446,869		
減価償却累計額	<u>△ 26,954,554</u>	11,492,315	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	470,276,074		
減価償却累計額	<u>△ 341,262,570</u>	129,013,504	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>207,055,638</u>	
有形固定資産合計			24,724,799,765

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		913,300	
ロ ソ フ ト ウ ェ ア		<u>2,532,000</u>	
無形固定資産合計			3,445,300

(3) 投 資

イ 投 資 有 価 証 券		997,184,000	
ロ そ の 他 投 資		<u>2,405,000</u>	
投資合計			<u>999,589,000</u>
固定資産合計			25,727,834,065

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		11,243,730,529	
(2) 未 収 金	1,335,747,035		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 13,834,533</u>	1,321,912,502	
(3) 貯 蔵 品		49,843,585	
(4) 前 払 金		<u>156,038,400</u>	
流動資産合計			<u>12,771,525,016</u>
資 産 合 計			<u>38,499,359,081</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

1,555,668,126

企 業 債 合 計

1,555,668,126

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

868,039,902

ロ 修繕引当金

759,370,000

引 当 金 合 計

1,627,409,902

固 定 負 債 合 計

3,183,078,028

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

257,158,976

企 業 債 合 計

257,158,976

(2) 未 払 金

584,778,631

(3) 預 り 金

169,267,531

(4) 引 当 金

イ 賞与等引当金

72,663,012

引 当 金 合 計

72,663,012

流 動 負 債 合 計

1,083,868,150

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受贈財産評価額

313,588,521

収 益 化 累 計 額

△ 150,617,719

162,970,802

ロ 寄 附 金

70,000,000

収 益 化 累 計 額

△ 15,119,998

54,880,002

ハ 工 事 負 担 金

1,795,290,015

収 益 化 累 計 額

△ 888,985,667

906,304,348

ニ 国庫 (県) 補助金

14,412,273,697

収 益 化 累 計 額

△ 6,757,310,864

7,654,962,833

ホ 他会計負担金

75,514,853

収 益 化 累 計 額

△ 6,606,425

68,908,428

ヘ 補 償 金

223,811,690

収 益 化 累 計 額

△ 87,569,423

136,242,267

繰 延 収 益 合 計

8,984,268,680

負 債 合 計

13,251,214,858

資 本 の 部

6 資 本 金 14,461,476,663

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額 321,419,706

ロ 国庫(県)補助金 1,984,471,045

資本剰余金合計 2,305,890,751

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金 1,812,827,102

ロ 建設改良積立金 4,730,921,404

ハ 当年度未処分利益剰余金 1,937,028,303

利益剰余金合計 8,480,776,809

剰 余 金 合 計 10,786,667,560

資 本 合 計 25,248,144,223

負 債 資 本 合 計 38,499,359,081

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借 入 先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財政融資資金	1,387,864,173	0	179,790,166	1,208,074,007
地方公共団体金融機構	701,005,044	0	96,251,949	604,753,095
計	2,088,869,217	0	276,042,115	1,812,827,102

一時借入金 なし

那覇市上下水道局業務の状況の公表（下水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成31年3月31日現在

項 目	単位	実 績
使用戸数	戸	155,245
検針栓数	栓	98,904
総排水量	m ³	35,603,162
有収水量	m ³	35,602,767
有収率	%	99.99

下水道使用料調定・収入状況

平成31年3月31日現在（税込）

予算額 (円)	調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収入率 (%)
3,720,953,000	3,693,507,412	3,022,361,585	0	671,145,827	81.83

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

	区分		予算額	調定額	執行率	調定額	執行率	調定額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		下水道事業収益	5,521,954,000	2,117,884,123	38.35%	3,346,179,975	60.60%	5,464,064,098	98.95%	
	第1項	営業収益	4,282,687,000	2,001,642,196	46.74%	2,225,032,403	51.95%	4,226,674,599	98.69%	
	第2項	営業外収益	1,217,553,000	114,358,772	9.39%	1,101,292,253	90.45%	1,215,651,025	99.84%	
	第3項	特別利益	21,714,000	1,883,155	8.67%	19,855,319	91.44%	21,738,474	100.11%	

支 出

(単位：円)

	区分		予算額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		下水道事業費用	5,022,946,200	952,330,186	18.96%	3,987,148,989	79.38%	4,939,479,175	98.34%	
	第1項	営業費用	4,627,888,200	839,998,137	18.15%	3,743,392,699	80.89%	4,583,390,836	99.04%	
	第2項	営業外費用	364,763,000	111,891,834	30.68%	235,135,285	64.46%	347,027,119	95.14%	
	第3項	特別損失	10,295,000	440,215	4.28%	8,621,005	83.74%	9,061,220	88.02%	
	第4項	予備費	20,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2) 資本的收入及び支出

収 入

(単位：円)

	区分		予算額	調定額	執行率	調定額	執行率	調定額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		資本的收入	1,951,524,141	151,499,473	7.76%	1,200,707,960	61.53%	1,352,207,433	69.29%	
	第1項	企業債	783,600,000	0	0.00%	524,400,000	66.92%	524,400,000	66.92%	
	第2項	補助金	761,590,141	0	0.00%	431,797,663	56.70%	431,797,663	56.70%	
	第3項	他会計負担金	403,979,000	150,263,573	37.20%	243,240,916	60.21%	393,504,489	97.41%	
	第4項	その他資本的收入	2,355,000	1,235,900	52.48%	1,269,381	53.90%	2,505,281	106.38%	

支 出

(単位：円)

	区分		予算額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		資本的支出	3,091,826,079	892,175,613	28.86%	1,436,907,839	46.47%	2,329,083,452	75.33%	
	第1項	建設改良費	2,031,409,079	475,203,347	23.39%	800,334,432	39.40%	1,275,537,779	62.79%	
	第2項	企業債償還金	1,052,917,000	416,972,266	39.60%	635,944,407	60.40%	1,052,916,673	100.00%	
	第3項	投資	2,500,000	0	0.00%	629,000	25.16%	629,000	25.16%	
	第4項	予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

平成30年度損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：円)

1 営 業 収 益	(上半期)	(下半期)		
(1) 下水道使用料	1,640,358,326	1,780,623,481	3,420,981,807	
(2) 雨水処理負担金	189,826,383	262,034,824	451,861,207	
(3) 再生水売却収益	33,871,472	33,280,096	67,151,568	
(4) その他営業収益	4,131,800	4,653,300	8,785,100	3,948,779,682
2 営 業 費 用				
(1) 管渠費	54,896,875	289,798,745	344,695,620	
(2) ポンプ場費	12,349,743	18,619,790	30,969,533	
(3) 雨水処理費	20,993,033	90,985,564	111,978,597	
(4) 排水設備費	29,923,501	46,943,483	76,866,984	
(5) 業務費	626,280,685	1,296,016,987	1,922,297,672	
(6) 総係費	42,916,487	112,968,588	155,885,075	
(7) 減価償却費	890,545,000	868,174,707	1,758,719,707	
(8) 資産減耗費	0	1,191,133	1,191,133	4,402,604,321
営業損失				453,824,639
3 営 業 外 収 益				
(1) 受取利息	4,598	3,294,707	3,299,305	
(2) 他会計負担金	111,483,044	147,045,791	258,528,835	
(3) 補償金	1,409,303	0	1,409,303	
(4) 補助金	0	30,160,127	30,160,127	
(5) 長期前受金戻入	461,742,500	457,184,576	918,927,076	
(6) 土地物件収益	1,229,551	743,400	1,972,951	
(7) 雑収益	232,256	1,163,063	1,395,319	1,215,692,916
4 営 業 外 費 用				
(1) 支払利息	111,859,480	162,892,875	274,752,355	
(2) 雑支出	32,354	8,913,319	8,945,673	283,698,028
経常利益				478,170,249
5 特 別 利 益				
(1) 過年度損益修正益	1,743,885	34,052	1,777,937	
(2) その他特別利益	0	19,293,242	19,293,242	21,071,179
6 特 別 損 失				
(1) 過年度損益修正損	407,610	289,897	697,507	
(2) その他特別損失	0	8,307,920	8,307,920	9,005,427
当年度純利益				490,236,001
前年度繰越利益剰余金				0
その他未処分利益剰余金変動額				554,515,501
当年度未処分利益剰余金				1,044,751,502

平成30年度貸借対照表

(平成31年 3 月 31 日)

(単位：円)

資 産 の 部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
イ	土地		1,858,947,290	
ロ	建物	176,150,594		
	減価償却累計額	<u>△ 69,629,992</u>	106,520,602	
ハ	構築物	65,480,570,974		
	減価償却累計額	<u>△ 24,225,998,039</u>	41,254,572,935	
ニ	機械及び装置	858,270,865		
	減価償却累計額	<u>△ 440,907,740</u>	417,363,125	
ホ	車両運搬具	5,797,912		
	減価償却累計額	<u>△ 4,994,518</u>	803,394	
ヘ	工具、器具及び備品	45,901,608		
	減価償却累計額	<u>△ 32,044,775</u>	13,856,833	
ト	建設仮勘定		<u>456,546,043</u>	
	有形固定資産合計			44,108,610,222
(2)	無形固定資産			
イ	地上権		2,136,764	
ロ	施設利用権		4,562,280,814	
ハ	ソフトウェア		<u>355,000</u>	
	無形固定資産合計			4,564,772,578
(3)	投資			
イ	長期貸付金		3,783,500	
ロ	その他投資		<u>4,147,000</u>	
	投資合計			<u>7,930,500</u>
	固定資産合計			48,681,313,300
2	流動資産			
(1)	現金預金			3,686,608,865
(2)	未収金		849,342,798	
	貸倒引当金	<u>△ 3,926,114</u>	845,416,684	
(3)	前払金		<u>115,837,312</u>	
	流動資産合計			<u>4,647,862,861</u>
	資産合計			<u>53,329,176,161</u>

負 債 の 部

3	固定負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	12,606,779,143		
	企業債合計		12,606,779,143	
(2)	引当金			
イ	退職給付引当金	363,605,726		
	引当金合計		363,605,726	
	固定負債合計			12,970,384,869
4	流動負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	984,468,487		
	企業債合計		984,468,487	
(2)	未払金		726,004,716	
(3)	預り金		4,864,023	
(4)	引当金			
イ	賞与等引当金	29,218,418		
	引当金合計		29,218,418	
	流動負債合計			1,744,555,644
5	繰延収益			
(1)	長期前受金			
イ	受贈財産評価額	973,665,735		
	収益化累計額	△ 94,322,291	879,343,444	
ロ	国庫(県)補助金	37,760,354,362		
	収益化累計額	△ 17,045,467,049	20,714,887,313	
ハ	他会計負担金	2,242,549,350		
	収益化累計額	△ 447,992,683	1,794,556,667	
ニ	補償金	135,058,335		
	収益化累計額	△ 6,007,281	129,051,054	
	繰延収益合計			23,517,838,478
	負債合計			38,232,778,991

資 本 の 部

6	資本金			13,524,292,466
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
イ	受贈財産評価額	199,487,905		
ロ	国庫(県)補助金	309,527,051		
ハ	他会計負担金	18,338,246		
	資本剰余金合計		527,353,202	
(2)	利益剰余金			
イ	当年度未処分利益剰余金	1,044,751,502		
	利益剰余金合計		1,044,751,502	
	剰余金合計			1,572,104,704
	資本合計			15,096,397,170
	負債資本合計			53,329,176,161

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債 単位：円

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
	円	円	円	円	
財政融資資金	3,867,615,320	0	314,936,297	3,552,679,023	
地方公共団体金融機構	7,747,405,007	475,700,000	371,889,742	7,851,215,265	
郵貯・簡保管理機構	2,082,418,322	0	214,569,486	1,867,848,836	
琉球銀行	359,882,000	48,700,000	132,512,000	276,070,000	
計	14,057,320,649	524,400,000	1,033,907,525	13,547,813,124	

そ の 他

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
	円	円	円	円	
都市再生機構	62,443,654	0	19,009,148	43,434,506	

一時借入金 なし

那覇市告示第 113 号
令和元年 6 月 17 日

令和元年(2019 年) 5 月那覇市議会臨時会で議決された令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)

令和元年度那覇市の一般会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 192,351 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147,006,351 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		41,386,256	192,351	41,578,607
	2 国庫補助金	7,560,642	192,351	7,752,993
歳 入	合 計	146,814,000	192,351	147,006,351

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		79,081,614	22,900	79,104,514
	2 児童福祉費	29,569,152	22,900	29,592,052
7 商工費		1,720,344	169,451	1,889,795
	1 商工費	1,720,344	169,451	1,889,795
歳 出	合 計	146,814,000	192,351	147,006,351

公 告

那覇市公告第 116 号

令和元年 5 月 31 日

掲 示 済

平成 30 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」の公表について

那覇市情報公開条例第 32 条及び那覇市個人情報保護条例第 33 条の規定に基づき、平成 30 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

（別紙略）※なお、別紙は市政情報センターにて閲覧可能

那覇市公告第 124 号

令和元年 6 月 5 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年5月16日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	企画財務部 情報政策課 電話 2136			
個人情報管理責任者	企画財務部 情報政策課長			
業 務 の 名 称	那覇市 I T 戦略会議 (付属機関の委員報酬支払)			
業 務 の 目 的	給与支払報告書及び源泉徴収票作成事務			
個人情報の対象者	委員			
業務の開始年月日	平成30年10月23日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号	☐ 職 業	☐ 収 入	☐ 思 想 ☐ 宗 教
	☒ 氏 名	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 支持政党 ☐ 主義主張
	☒ 住 所	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等
	☐ 性 別	☐ 資 格	☐ 経済取引	☐ そ の 他 ()
	☒ 生年月日	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	上記事項を取扱う理由
	☐ 国 籍	☐ 賞 罰	☐ そ の 他 ()	
	☐ 本 籍	☐ 学業成績		
	☐ 続 柄	☐ 勤務成績		
	☐ 親族関係	☐ そ の 他 ()		
	☐ その 他 ()	心 身	その他	
		☐ 健康状態	☐	
		☐ 容 姿	☐	
		☐ 病 歴	☐	
		☐ 障がい程度	☐	
		☐ そ の 他 ()	☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(同付属機関の設置時、数年()一度)			
本人への通知方法	☒ 文書 ☒ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年 5 月 1 6 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	企画財務部 情報政策課 電話 2136		
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成28年3月30日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	那覇市電子申請システム 平成17年2月21日		
廃止又は変更の 理 由	沖縄県と共同でASPサービスの利用を開始。利用者特定のため個人情報 を要したが、県がASPサービスから撤退したため、那覇市も廃止し た。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

那覇市公告第 125 号
令和元年 6 月 5 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用)提供)届出書

令和元年5月27日

那覇市長 様

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部市民税課	目的外利用部課 又は提供先	まちなみ共創部 市営住宅課
業 務 の 名 称	市営住宅敷地内の放置バイクの撤去指導		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 令和元年5月14日以降 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	バイク所有者の住所、氏名、電話番号、生年月日		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	バイク所有者の特定と改善指導		
届 出 担 当 部 課	連絡先 まちなみ共創部市営住宅課		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 号

令 和 元 年 5 月 1 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 87 号
指定工事店名	有限会社三工興業設備
営業所所在地	沖縄県那覇市長田一丁目 4 番 8 号
代表者氏名	立津 誠
有効期間	自 平成 28 年 4 月 1 日
	至 令和 3 年 3 月 31 日
異動年月日	令和元年 5 月 10 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 3 号

令 和 元 年 5 月 2 8 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
463	有限会社 伊敷工事社	糸満市西崎町 3 丁目 187 番地	伊敷 繁夫	令和元年 5 月 22 日

那覇市上下水道局告示第 4 号

令和元年 5 月 29 日

掲 示 済

公共下水道の供用及び下水の処理開始について

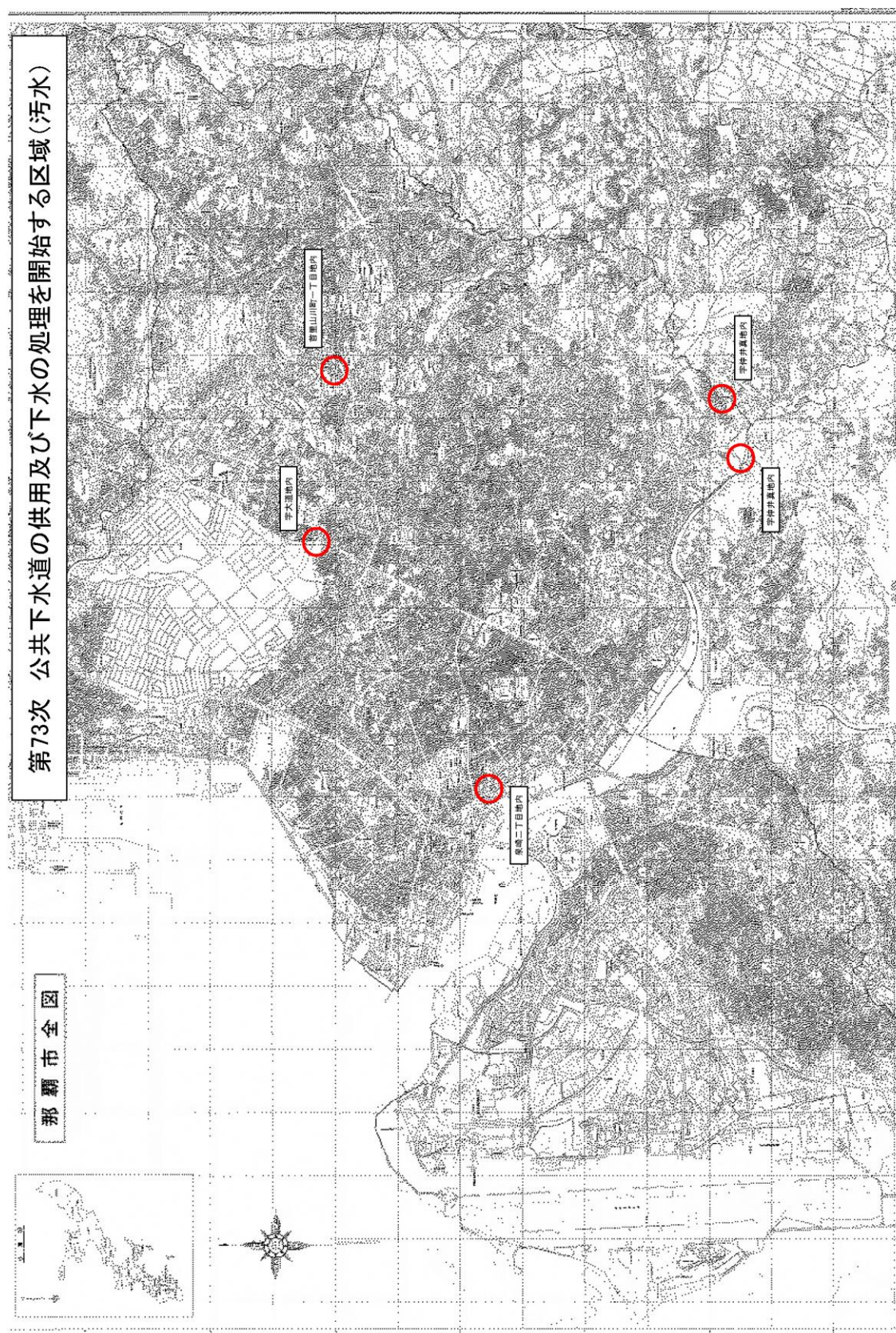
下水道法第 9 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき第 73 次の公共下水道の供用及び下水の処理開始を次のとおり公示する。

その関係図面は令和元年 5 月 29 日から 15 日間、那覇市上下水道局上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

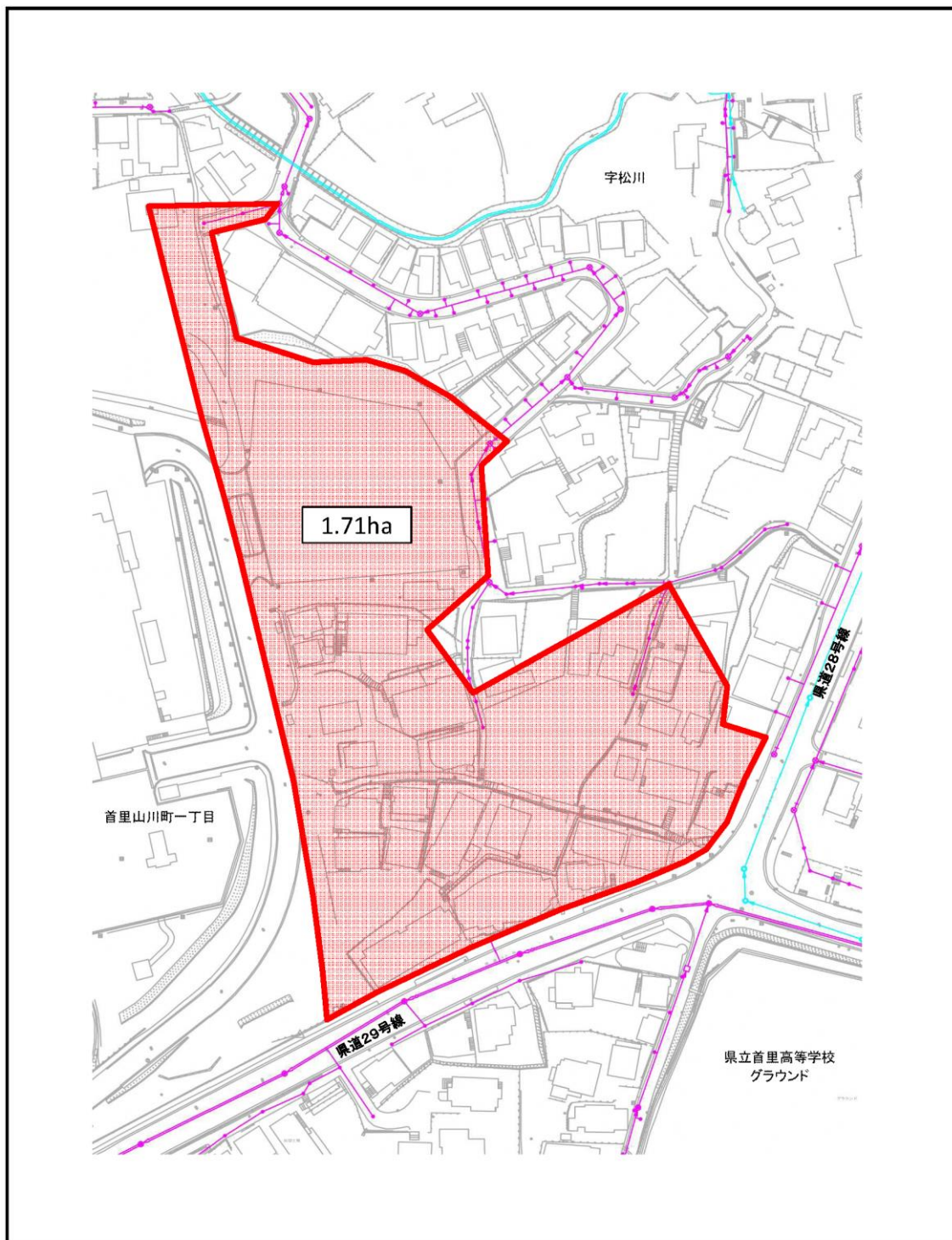
那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

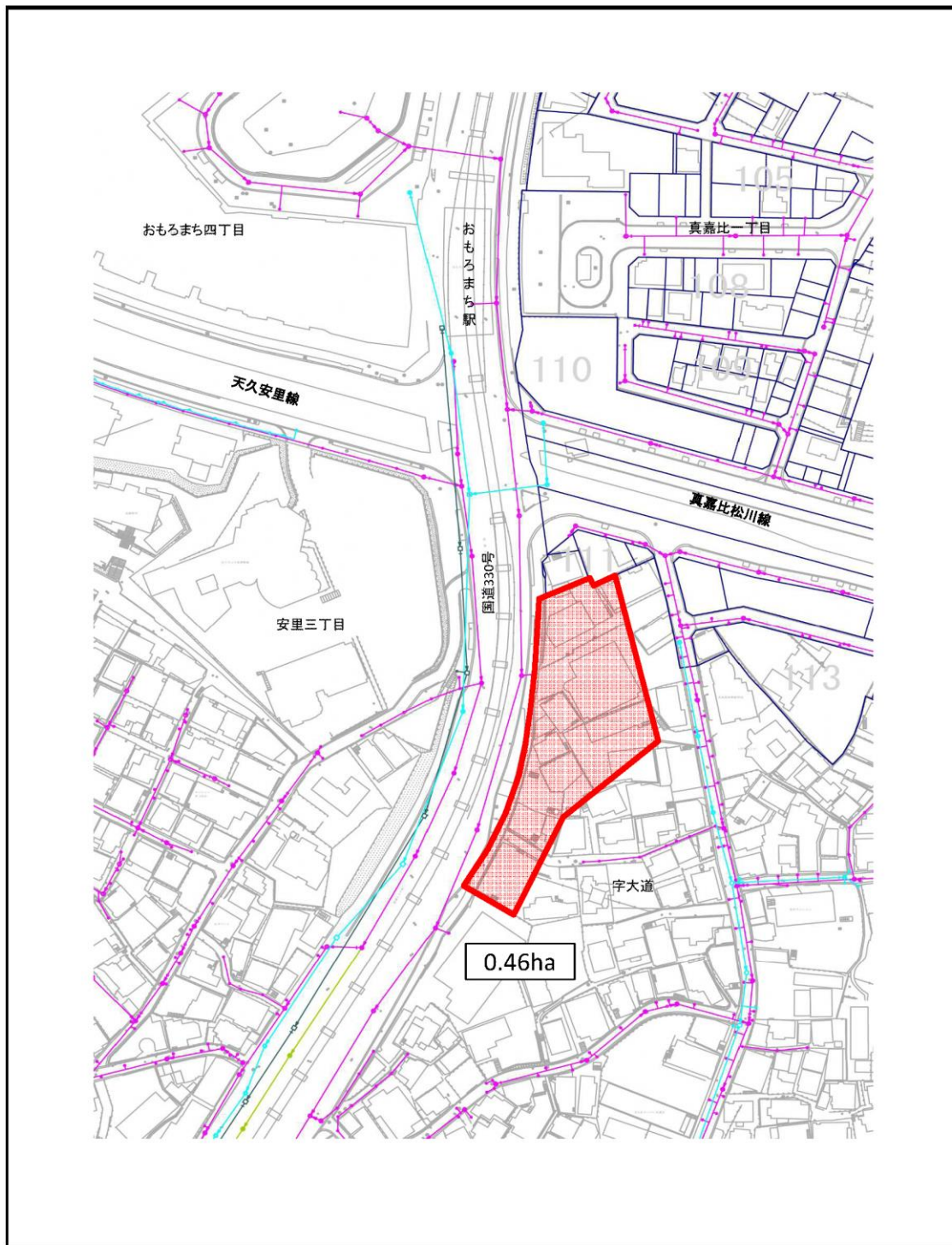
- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和元年 5 月 29 日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（污水）
首里山川町一丁目地内の一部、字大道地内の一部、字仲井真地内の一部、
泉崎二丁目地内の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置（污水）
前項に示す区域（別紙図示）
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
那覇市西 3 丁目 10 番 1 号 那覇浄化センター



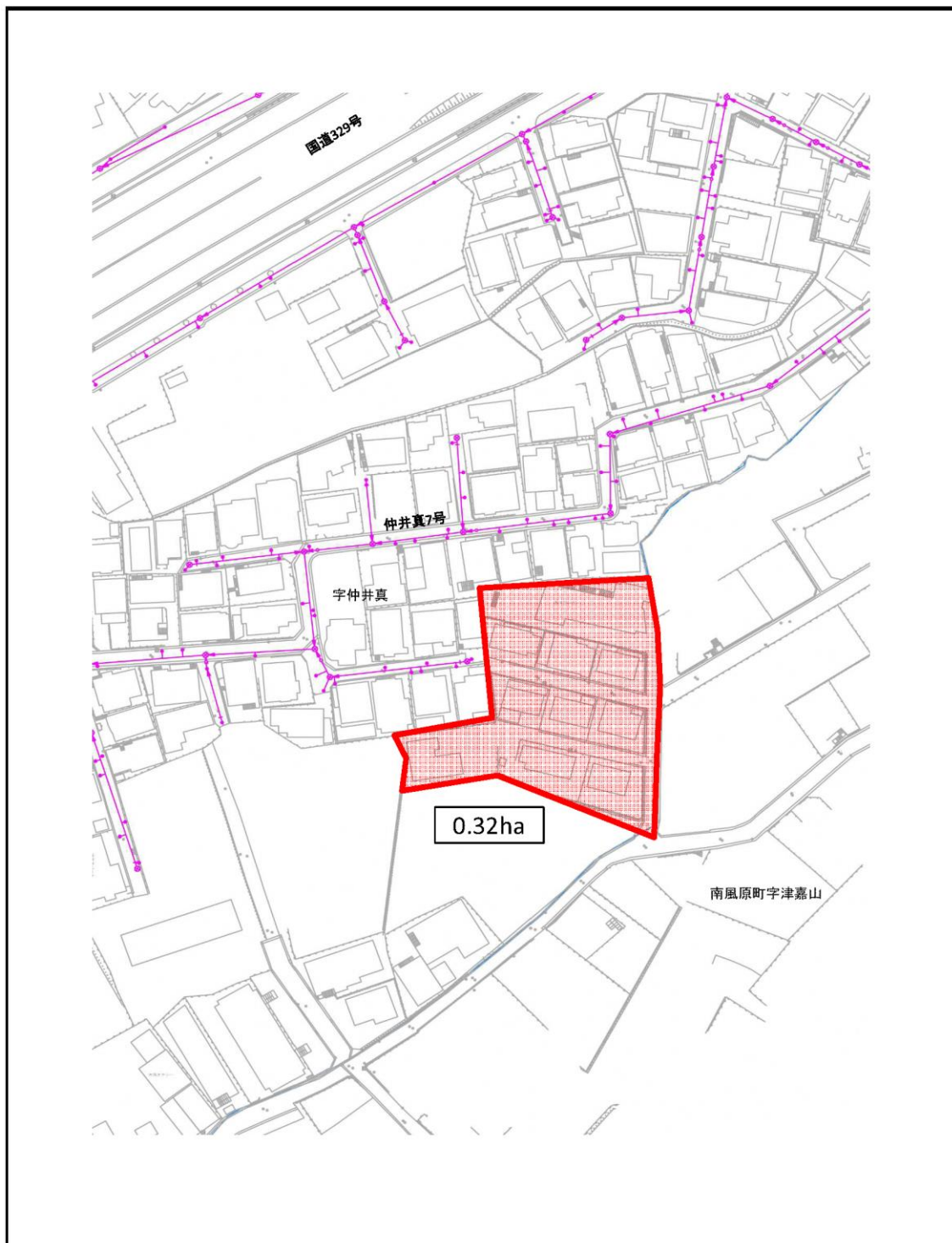
第73次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域(汚水)
首里山川町一丁目地内



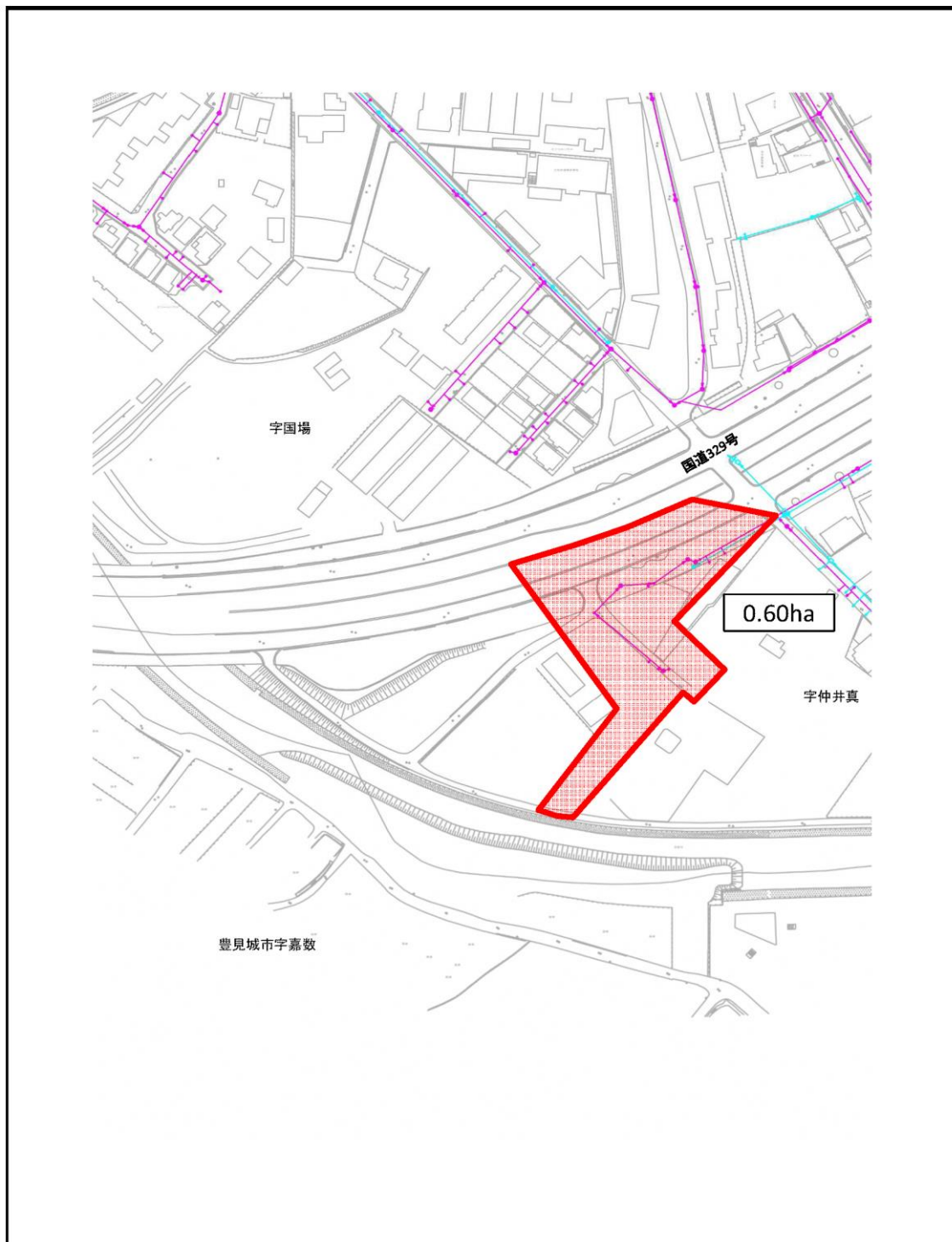
第73次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（汚水）
字大道地内



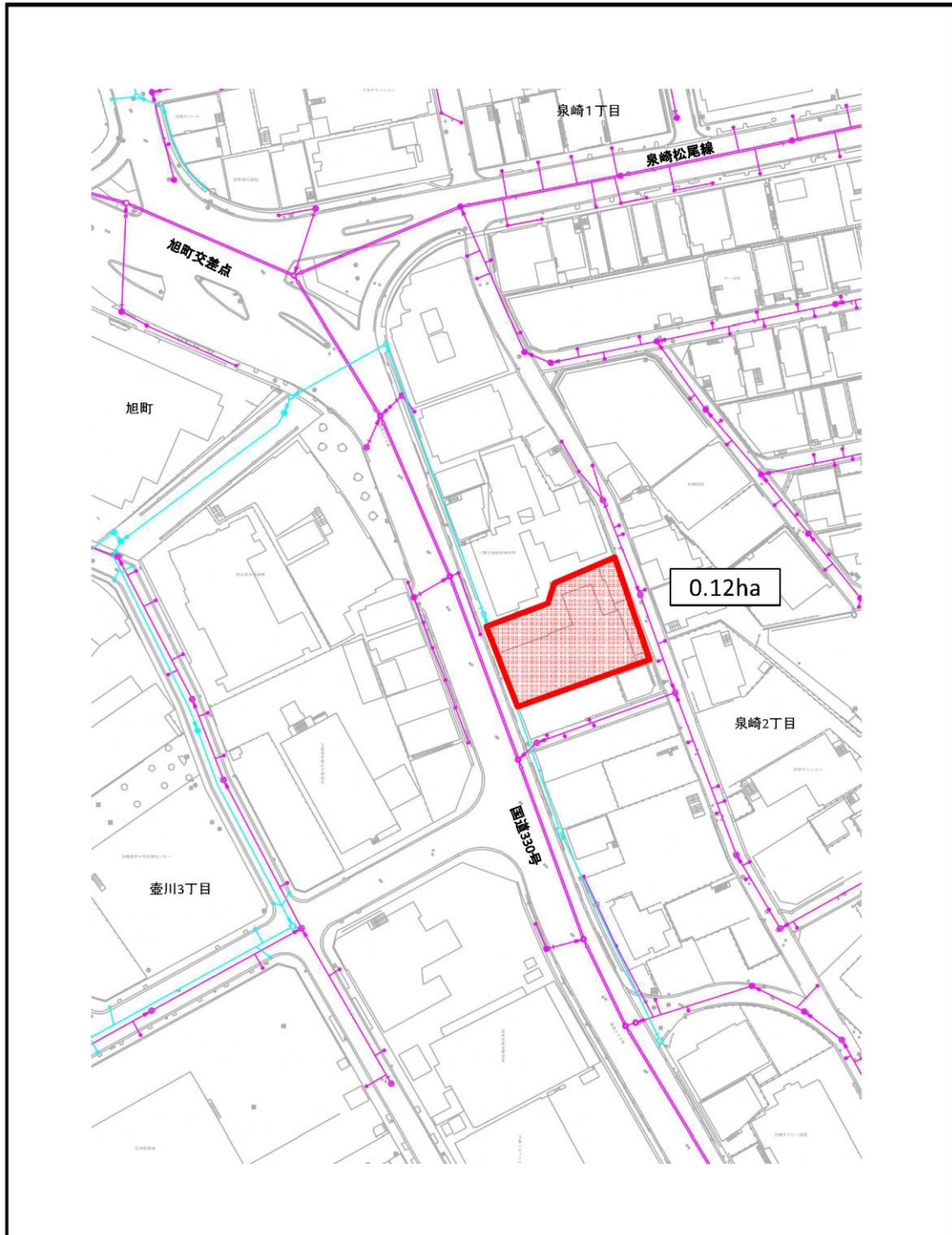
第73次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（污水）
字仲井真地内



第73次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（污水）
字仲井真地内



第73次 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域(汚水)
泉崎二丁目地内



那覇市上下水道局告示第 5 号

令和元年 5 月 30 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 398 号
指定工事店名	株式会社輝水
営業所所在地	沖縄県那覇市長田一丁目 24 番 24 号
代表者氏名	新垣 直輝
有効期間	自 平成 28 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日
異動年月日	令和元年 5 月 24 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 6 号

令和元年 5 月 30 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 190 号
指定工事店名	マルキ産業株式会社
営業所所在地	沖縄県那覇市曙二丁目 25 番 24 号
代表者氏名	根本 有二郎
有効期間	自 平成 29 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日
異動年月日	令和元年 5 月 28 日
異動事由	代表者の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 6 号

令和元年 6 月 3 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会

委員長 松 田 義 之

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,189人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

43,242人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

86,483人

